

メキシコ産業財産機関

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 MX. I
委 任 状	附属書 MX. II

略語のリスト

国内官庁：	メキシコ産業財産機関
MFL：	行政手続に関するメキシコ連邦法
MPL：	工業所有権の保護に関する連邦法に基づくメキシコ特許法
MPR：	工業所有権の規則に基づくメキシコ特許規則

指定（又は選択）官庁
MX

メキシコ産業財産機関

概要
MX

国内段階に入るための要件の概要

国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認めない
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	出願人が表示を望むものが白黒図面で表現不可能である場合、国内官庁はカラー図面を認める
国内手数料 ^{2, 3}	通貨：メキシコ・ペソ（MXN） 特許： 出願手数料…………… MXN 3,147 ⁴ MXN 1,500 ⁵ 30枚を超える各用紙の手数料…………… MXN 61 実用新案： 出願手数料…………… MXN 2,000 ⁴ MXN 1,350 ⁵ 30枚を超える各用紙の手数料…………… MXN 61
国内手数料の免除、減額又は払戻し	出願人が発明者、中小企業、高等教育のための公的若しくは私的機関、又は公的学術若しくは技術機関である場合には、工業所有権法第Ⅱ章に基づき適用される手数料の50%、更に技術情報に関する手数料の50%を支払えばよい

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に出国手数料が支払われ、国内官庁に国際出願の写しが提出されている場合、その期間の満了から2箇月以内に翻訳文を提出することができる。
- 2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。
- 3 この手数料は、16%の国税が課される。
- 4 PCT第22条に基づき国内段階へ移行したときに支払う。
- 5 PCT第39条(1)に基づき国内段階へ移行したときに支払う。

MXメキシコ産業財産機関（続き）MX	
国内官庁の特別の要件 （P C T規則51の2） ⁶	特許出願をする資格の証明書類 ⁷ 国際段階と国内段階で出願人が同一でない場合には，譲渡書 出願人がメキシコの居住者でない場合には，代理人の選任
誰が代理人として行為できるか？	メキシコの居住者
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか（P C T規則49の3. 1）？	認めない
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （P C T規則49の3. 2）？	認めない

6 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

7 対応する申立てがP C T規則4. 17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

MX. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

MPL Art. 13
MPR Art. 5(VII) ¶ 3

MX. 02 翻訳文（遅延提出）

出願人がP C T第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間内に国際出願の翻訳文を提出しなかったが、その期間内に概要に表示する国内手数料を支払い、国際出願の写しを提出した場合には、翻訳文を更に2箇月の期間内に提出することができる。

MX. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書MX. I に概説されている。

MPL Art. 27(I or II)

MX. 04 委任状

出願人がメキシコに居住していない場合には、2名の証人の面前で認証不要の委任状に署名することによって代理人を選任しなければならない。証人は委任状に署名し、あて名を表示しなければならない。更に、出願人が法人の場合のみ、当該法人の代表として署名した者はその権限を有していることを述べ、その地位を証明する関連書類を引用しなければならない。委任状の見本は附属書MX. II に示されている。

MPL Art. 137
MPR Art. 9(II)

MX. 05 譲渡証書

国内段階の出願人が国際出願の出願人と同一でない場合には、その出願の権利の譲渡を含む種類の認証謄本又は署名された原本を提出するよう要求される。

MPL Art. 50
110-111
MPR Art. 42-45

MX. 06 審査

国内官庁は実体について特許出願を審査する。請求及び特別な手数料は不要である。

PCT Art. 28
41
MPL Art. 116

MX. 07 出願の補正及びその時期

出願人は、許可通知が出される前であれば特許手続期間中いつでも、明細書、請求の範囲若しくは図面を補正又は補充することができる。ただし、出願の主題の範囲がそれによって拡張されないことを条件とする。

MPL Art. 117

MX. 08 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

本章で別段の定めがない限り、国際段階又は国内段階のいずれにおいても、国内官庁は期間内に満たされなかった行為について許容しない。

PCT Art. 25
PCT Rule 51

MX. 09 P C T第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、この決定に対する審判を国内官庁に請求することができる。

PCT Art. 4(3)
43
PCT.Rule 49bis.1
(a),(b)
76.5
MPL Art. 58-64

MX. 10 実用新案

出願人がメキシコにおいて、国際出願に基づき、特許に代えて実用新案の取得を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。

MPL Art. 103
MPR Art. 41

MX. 11 出願変更

出願人が概要に表示する国内段階移行の行為を完了した後 3 箇月以内、又は国内官庁が出願変更をするよう要求した日から 3 箇月以内に、その出願が放棄されていない限り、国際特許出願を実用新案出願に、又は実用新案出願を特許出願に変更することができる。出願人は、変更請求時、又は変更の要求に応じる時点で、適用される手数料の支払証明書を提出すべきである。

MFL Art. 83

MX. 12 審判

拒絶通知の日から 15 日以内に特許又は実用新案の付与を拒絶する決定に対して再審を請求することができ、該当する書類を添付した再審請求書を国内官庁に提出する。再審を否定する国内官庁の決定は出願人に書面で通知され、国内官庁の公報に公表される。

手数料¹

(通貨：メキシコ・ペソ)

特 許

出願手数料 ²	3, 147. 00 ³
	1, 500. 00 ⁴
30枚を超える各用紙の手数料	61. 00
優先権主張手数料，優先権ごと	1, 066. 17
年 金：	
－第1年度から第5年度，各年につき	1, 161. 90
－第6年度から第10年度，各年につき	1, 360. 69
－第11年度以降，各年につき	1, 536. 99

実用新案

出願手数料 ²	2, 000. 00 ³
	1, 350. 00 ⁴
30枚を超える各用紙の手数料	61. 00
優先権主張手数料，優先権ごと	1, 066. 17
年 金：	
－第1年度から第3年度，各年につき	1, 099. 39
－第4年度から第6年度，各年につき	1, 122. 83
－第7年度以降，各年につき	1, 290. 36

手数料の支払方法

手数料はメキシコ・ペソで支払わなければならない。すべての支払には出願番号（判明している場合には国内出願番号，国内出願番号が不明であれば国際出願番号），出願人の氏名若しくは名称及び支払手数料の種類を表示しなければならない。すべての手数料は国内にあて名を有する者が国内官庁に支払わなければならない。出願人は出願に支払領収書を添付しなければならない。

-
- 1 適用される手数料については国内官庁又は代理人に問い合わせること。
 - 2 この手数料は，16%の国税が課される。
 - 3 PCT第22条に基づき国内段階へ移行したときに支払う。
 - 4 PCT第39条(1)に基づき国内段階へ移行したときに支払う。

様 式（附属書MX. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 MX. II 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_mx.pdf